

綾瀬市衛生事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆衛生の発展向上及び福祉の増進を目指す団体が行う事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、飲食に起因する危害の発生を防止し、食品衛生の向上及び増進並びに食生活改善の研究を行い、地域社会に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助団体及び補助対象事業)

第2条 補助対象とする団体（以下「補助団体」という。）及び補助対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

(補助額)

第3条 補助額は、別表（第2条関係）の補助団体の大和食品衛生協会綾瀬地区会については、8万1,000円を上限とし、綾瀬市食生活改善推進協議会については、6万円を上限とする。ただし、補助金の額が予算で定める額を超えるときは、予算の範囲内の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、規則第4条に規定する申請書及び書類を毎年4月30日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、衛生事業補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、衛生事業補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金を交付した市の

会計年度終了後の5月20日とする。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(綾瀬市医療衛生事業等補助金交付要綱の廃止)

2 綾瀬市医療衛生事業等補助金交付要綱(平成8年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助団体	補助対象事業
大和食品衛生協会綾瀬地区会	(1) 食品衛生市内店舗一斉検査事業費 (2) 食品衛生責任者養成事業費
綾瀬市食生活改善推進協議会	(1) 食生活改善のための実践活動事業費 (2) 食生活改善推進員養成事業費

第1号様式(第5条関係)

衛生事業補助金(変更)交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度衛生事業補助金の交付
については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次
のとおり決定しましたので通知します。

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額

円

3 補 助 条 件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市
衛生事業補助金交付要綱の遵守

第2号様式（第7条関係）

衛生事業補助金変更承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所及び所在地

申請者 名 称

④

氏名又は代表者

年 月 日付けで決定を受けた 年度衛生事業補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類